

令和3年4月12日（月）

於・農林水産省 講堂

第201回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後１時１５分 開会

○永井林政課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

林政課長の永井と申します。よろしくお願いいたします。

まず、定足数について御報告いたします。

本日は、委員20名中、オンラインでの御出席も含め、18名の委員に御出席を頂いております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、お手元に参考１として林政審議会委員名簿を配布しておりますが、本日は河野委員、斎藤委員は欠席となっております。また、古口委員、砂山委員、出島委員、野田委員、日當委員、深町委員、福島委員、松浦委員、村松委員にオンラインで御出席いただいております。

また、今回の林政審議会はオンラインも併用しての開催となっている関係で、お願いを申し上げます。会場にお越しの方は、御発言の際にはマイクをできるだけ口に近付けて、ゆっくりと御発言ください。マイクの消毒は事務局で行います。なお、マイクの裏面が緑色になったのを御確認いただいてから御発言をお願いいたします。オンラインで御参加の方は、御発言の際には各自マイクをオンにいただき、御発言が終わりましたらミュートにしてくださいようお願いいたします。

林野庁の出席者につきましては、お手元に参考２として林野庁名簿を配布しておりますので、御覧いただければと存じます。

ここからの議事進行は、土屋会長にお願いしたいと思います。土屋会長、よろしくお願いいたします。

○土屋会長 皆様、こんにちは。日程というか、この日程は変わっていないんですが、審議会の今後のスケジュールや内容が変わりまして皆様には御迷惑をお掛けしたかもしれません。今日は、当初の予定とは少し変わって、白書に全部の時間を割けるということで、白書の検討がしっかりできるというふうに考えております。

それでは、初めに本郷林野庁長官から御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○本郷林野庁長官 林野庁長官、本郷でございます。本日は皆様、このような時節柄にもかかわりませず、御出席、あるいはオンラインでの御参加をお願い申し上げまして、快く出たことを厚く感謝を申し上げます。

森林・林業白書につきましては、施策部会での御議論を重ねていただきまして本文案がまとまったということで御議論を賜ればというふうに思っております。

森林・林業白書は、見てというか、多分配られておられると思うんですが、手に取っていただいて分かりますように、今年は大変大部のものになってしまいました。皆様の御意見をできるだけたくさん取り入れていきたいということと、やはり森林・林業・木材産業を取り巻く世の中の動きが多くなってきたと言った方がいいのかもしれませんが。ここで取材して書いていくことが必要なことが以前に比べて増えてきたということではないかと私自身は思っています。そのような動きをきちんと捉えて、新しい年度、それからこれから先につながるような森林・林業白書にしていければというふうに思いますので、是非とも委員の皆様の御議論、御指導、御鞭撻を賜ればというふうに思います。本日はありがとうございます。

○土屋会長 本郷長官、御挨拶ありがとうございました。内容にも触れていただきましたように、今日は皆さんで白書を議論したいと思います。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

「令和２年度森林及び林業の動向（案）」及び「令和３年度森林及び林業施策（案）」についてでございます。

まず初めに、農林水産大臣からの諮問文を林野庁長官に代読していただきたいと存じますので、お願いいたします。

○本郷林野庁長官 林政審議会会長 土屋俊幸殿。

農林水産大臣 野上浩太郎。

令和３年度森林及び林業施策について。

標記について、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第10条第３項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

よろしく願いいたします。

（本郷林野庁長官から土屋会長へ諮問文を手交）

○土屋会長 承りました。検討させていただきます。

そうしましたら、報道関係の方が来られているようですが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、御退席をお願いいたします。

本日は「令和３年度森林及び林業施策」につきまして、答申まで行いたいと考えております。委員の皆様の御協力をお願いいたします。

大体２時間半ぐらいになりますけれども、大分長いと思われるかもしれませんが、実は非常

にタイトです。章ごとに分けるとタイトですので、皆さんの御協力をお願いいたしたいと思います。

それでは初めに、「令和２年度森林及び林業の動向（案）」及び「令和３年度森林及び林業施策（案）」について、昨年９月以降、３回にわたって施策部会で御検討いただいております。立花施策部会長から、その検討経過の報告をお願いいたします。

○立花委員 ありがとうございます。施策部会での検討状況について、私から御報告いたします。

「令和２年度森林及び林業の動向（案）」及び「令和３年度森林及び林業施策（案）」については、これまで施策部会で３回議論しましたので、その経過について御報告いたします。

今年の審議においては新型コロナウイルス感染症の拡大により、第１回は書面開催、第２回、第３回はオンラインとの併用開催となりました。

まず、第１回施策部会について御報告いたします。

昨年９月１８日の第１回施策部会では、施策部会委員と事務局との間で非公式のオンラインでの議論も行った上で、各委員からは書面での意見表明を頂きました。

事務局からは「令和２年度森林・林業白書」の作成方針について説明が行われ、特集のテーマを「林業経営」とすることが提案されました。

また、通常章については「森林の整備・保全」「林業と山村」「木材需要・利用と木材産業」「国有林野の管理経営」「東日本大震災からの復興」について記述することが提案されました。

「令和３年度森林及び林業施策」については、「森林・林業基本計画」を踏まえた項目立てをすることが提案されました。

第１回施策部会において委員から出されて主な意見は、次のようなものでございます。

村松委員から「５０年生以上の人工林が過半を超える一方、今後、人口減少で木材需要が減るという見込みの中で林業経営の方向性を示すことは意義がある」、塚本委員から「就労環境の向上などの林業事業体の人材確保についても盛り込んでほしい、日當委員と私から「東日本大震災から１０年となることから総括してほしい」と、このような意見がありました。

第２回施策部会は昨年１１月２７日に開催されました。

事務局から「第１部森林及び林業の動向」の構成や各章の主な記述事項の案が示され、特集２で新型コロナウイルス感染症対策を取り上げることが説明されました。

説明を踏まえて委員から、冒頭で紹介するトピックスについて以下のような意見が出されました。

丸川委員から「木材利用促進法のトピックスでは、民間の取組をしっかりと打ち出してほしい」、村松委員から「森林組合法の改正について、何を狙っているのか分かるように記述してほしい」などです。

また、特集1の林業経営については、塚本委員から「コスト低減について試算がなされ、見える化もされており良い」と、また私から「植栽密度と生産する丸太の質、需要と関連付けて記述した方が良い」という意見がありました。

第2のコロナ関連については、松浦委員と村松委員から「林業や地方移住への指向に視点を当てた方が良い」などの意見が出されました。

そのほか、通常章について、丸川委員から「流域治水について分かりやすく記述してほしい」、斎藤委員から「木材の機能として、文化的な側面も記載してほしい」、日當委員から「仮設住宅等で使われた木材について、居住性の面での評価等についても記述してほしい」などの意見が出されました。

本年3月10日に開催された第3回施策部会では、事務局が作成した「令和2年度森林及び林業の動向」と「令和3年度森林及び林業施策」の原案について審議いたしました。

委員からの主な意見は次のとおりです。トピックスについて、まず丸川委員から「木造建築物の写真は、最近の建築物も加え、竣工年のバランスをよくした方が良い」、塚本委員と松浦委員から「通常章との関係が分かりやすくなるよう整理し、注釈等を付けた方が良い」という御意見がありました。

また、特集1について、これは私からですけれども、「シカ害対策などが今重要となっておりますので、その辺りを追記してほしい」という意見を出しました。

特集2については、日當委員から「コンテナ不足などの最近の問題まで記載してほしい」、また塚本委員から「都道府県、県森連等の取組も記載してほしい」、また私からは「住宅需要への影響が2～3年遅れて出ることが懸念されているような視点も加えてほしい」と、こういった意見が出されました。

さらに、通常章については、松浦委員から「栃木県足利市の森林火災や兵庫県の火災に強い森林づくりの取組など、防災について追記してほしい」、斎藤委員から「セルロースナノファイバーは従来の木材とは違う分野で使われていることを示した方が良い」などの意見が出されました。

これらの議論を踏まえた本文の記述の取りまとめについては私に一任してもらうとともに、林政審議会での報告についても施策部会長である私に一任をいただきました。

施策部会長としては、事務局作成の案は委員からの意見を適切に反映しており、適当であると考えております。

以上、御報告いたします。

○土屋会長 御説明ありがとうございました。

各回での各委員の御意見もしっかり御説明いただきましたので、かなり議論の内容がよく分かったと思います。ありがとうございました。

続きまして、企画課長の方から「令和２年度森林及び林業の動向（案）」及び「令和３年度森林及び林業施策（案）」についての御説明をお願いいたします。

○河南企画課長 企画課長でございます。私から、今年の白書の案の内容について御説明を申し上げます。

今日は概要版、資料２というものでお配りをされているかと思います。こちらを中心に御紹介しつつ、本文の方も一部触れながらお話を申し上げたいと思います。

今立花部会長からお話しいただきましたとおり、そういう審議経過の下で議論を重ねていただいたものであります。動向編に加えまして、施策の面についても後ほど御説明を申し上げたいと思います。

まず概要を１枚めぐりまして、目次というのがございます。

全体の構成といたしましては、最初にトピックスがございまして、その後、特集が二つ、それからその後は第Ⅰ章から第Ⅴ章まで、私どもが「通常章」と呼んでいる章が並んでいるという構成でございます。

昨年の白書では、先に特集を持ってきて、その後にトピックスを持ってくるという、農業白書の方と平仄を合わせる形に変更していたものがございましたけれども、今年は、やはりもともとの順番がいいんじゃないかという御指摘も頂き、農業担当とも打合せを行った上で、こういう形にしている。林業白書サイドから見ますと、一昨年までの順番に戻している、そういう形で整理をしております。

それから、今年は特集を二つ設定させていただきました。

特集１の林業経営関係は、また後ほど御説明いたしますが、例年ベースのものでございます。

特集２は、今年はやはり何といてもコロナに関することをきちんと書きたいと、これが必須だというふうに考えていたところでございました。川上から川下まで様々な影響が及びまして、また関連する対策も講じておりましたので、通常章の中で第Ⅰ章以降のところは川上、川中、川下と分かれているんですけれども、そこでばらばらに記述するよりは、きちんとまとめ

て書いた方が分かりやすいだろうということで、また他方で、トピックスですとさすがに分量が短過ぎるだろうということで、第2のちょっと短めの特集という形で整理したものでございます。

通常章は、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、見開きの左側にSDGsのアイコンが並んでおりますけれども、去年特集でSDGsを取り上げまして、それぞれのところに関係するアイコンを付すという試みをしてみたところでございます。今年もそれを踏襲いたしまして関係のものを付けている、そういう試みを続けているものでございます。

1枚おめくりいただきまして、トピックスでございます。この1年間の特徴的な動きを御紹介するもので、例年、川上から川下までのバランスも考慮して、五つ程度を取り上げているものでございます。今年は6個、御紹介をしております。

一つ目は、公共建築物法が施行10年を迎えたことであります。この中で、まずは公共建築物に関することを前段の方で、低層の公共建築物の木造率の変化も数字で紹介しながら記述をいたしました。

その後、技術開発の進展とか建築基準の合理化の影響もあって、民間にも広がってきている。そういう構成で記述をしております。

本文の3ページをお開けいただきますと、過去10年を振り返る形で様々な木造公共建築物を写真で紹介しております。

2点目は、昨年成立をし、今年の4月1日から施行されました森林組合法の改正についてです。改正内容の詳しい説明は第Ⅱ章、通常章の方に譲りつつ、トピックスの方では今回の法改正を通じて何を目指していくのか、森林組合に求める方向は何か、そういう基本的な考え方を中心に記述をいたしました。

三つ目は、森林環境譲与税です。譲与も2年目となりまして、更にいろいろな活用事例が出てきている中で、国民の皆さんへの発信に努めていく必要があるということを踏まえて取り上げました。森林整備のみならず、人材の確保・育成、木材利用、自治体の連携によるものなど、多様な取組を紹介しております。

本文の方ですと5ページになります。ここでは事例を三つ紹介しております。後ほど述べますが、通常章の中でも森林経営管理制度と併せまして、更に多くの事例を御紹介しております。

4点目は、スマート林業等の進展でございます。先端技術を活用した機械の開発ですとか実証を進めてきております。そういう中で、現場の実装済み、あるいは近い段階にある、そうい

うものにフォーカスを当てて今回は取り上げました。乗用、人が乗ることができる造林作業機、あるいは遠隔操作が可能な架線集材機、無線通信技術を使った通信網の話などを取り上げております。

二つ前の森林組合法改正もそうでございますけれども、林業経営を取り上げた特集の一つ目にも深く関係することを意識しながら書いたつもりでございます。

5点目は、令和2年7月豪雨の関係です。かなり大きな被害が生じたことを数字で確認しつつ、熊本県知事の要請を受けて、県に代わって九州森林管理局が直轄で災害復旧事業に当たったことを含めまして、どのような対応が行われたかを紹介しております。

本文の方では、加えまして、近年の災害の特徴である雨の降り方の変化に伴います同時多発化、あるいは激甚化傾向のこと、それへの対応方向といったものも記述をしています。これは本文ですと、7ページでございます。

最後6点目、東日本大震災で被害を受けた海岸防災林の再生でございます。大震災から10年を迎えたことを意識したものでございます。

特に被害が大きかった仙台湾沿岸部の防災林を取り上げた上で、植栽が終わったこと、これからは災害防止機能を取り戻すための保育の段階に入ることなどを記述していております。

これがトピックスでございます。

続きまして、概要の3ページからでございます。「特集1 森林を活かす持続的な林業経営」というテーマで書いたものでございます。このテーマとした問題関心は、これから申し上げるようなことでございました。

一つ目は、我が国の森林が本格的な利用期を迎える中で、持続的な利用を通じた公益的機能発揮のために林業経営体が果たすべき役割の重要性が更に高まっている。

二つ目としては、そういう中でこの数年、経営管理制度ですとか、組合法ですとか、林業経営体が創意と工夫を発揮しながら経営展開ができる制度的な枠組みの整備を進めてまいったこと。

3点目として、林業経営の持続性を高めていくことは再生林の確保など新しい基本計画の見直しにおける主要課題と密接に関連するものであること。

こういったことで、まだ基本計画の議論、林政審での議論のキックオフの前でございましたけれども、特集のテーマとして設定してはどうかということで、施策部会にお諮りをしたものでございます。

この後御説明申し上げますが、論じている内容は新しい基本計画で示そうとしている、今後の林業経営体が目指していくべき方向、すなわち持続性を高めながら成長・発展する、そのも

のを書いたつもりでございます。

概要の3ページでございますが、まず導入として、現状から書いております。冒頭には、森林の多面的機能発揮や山村活性化に果たす林業経営の重要性について記述をいたしました。森林所有者への利益還元の必要性にも、(1)の三つ目の矢印のところで触れております。

続いて、4ページの上にかけて、林業経営体、あるいは林業従事者の現況をデータで確認しております。これは従事者の給与水準などを含みます。

その上で4ページの右側のグラフですけれども、現状の素材生産時の収支構造イメージを掲げたものでございます。この後、収益性の改善に向けた様々な取組を論じるに先立ちまして、読者の皆さんに認識枠組みを提供したい、そういう目的もあって書いてみたものでございます。

現状の構造からすると、補助金を活用した場合には経費が圧縮されるとはいえ、この緑で示された山元立木価格の水準では、再造林意欲を引き出すには十分ではないだろうということでございます。

この後論じます内容としては、このグラフに沿って申し上げますと、右のオレンジのグラフ、この販売代金の高さを引き上げる。あるいは、このオレンジの中で伐出とか運材に係るコストを圧縮する。その結果としての真ん中の緑を引き上げる。それから、黄色の造林コストを引き下げる。こういった取組を通じて、山元への利益還元と従事者の所得向上の原資となる利益を確保する。そういう目指す方向を記述しております。

具体的な取組の中身につきましては、概要の4ページ下のところから、2というところで記述をしていっております。

取組分野、大きく二つに分けて記述しております。

一つ目が(1)の販売強化の取組であります。4ページ下の「安定供給による売上向上」のところでは、この右に「事例」と書いておりますけれども、この取組を通じて、山元立木価格が全国でトップクラスとなりました宮崎県森連の取組も事例として紹介しております。

5ページでは、別途のアプローチとして「多様な木材販売」「収入の多様化」といったことを記述しています。

大きい二つ目は(2)のところ、「生産・育林コスト低減の取組」であります。「生産・流通コストの低減」のところでは、ここの二つ目と三つ目の矢印のところで、導入とか維持に大きなコストが掛かる高性能林業機械の稼働率の向上のためには、施業地の確保、作業システムの選択、工程管理、路網整備、こういった取組を積み重ねていく必要があること。そうやって初めて大きい効果が得られるものである旨を記述していっております。

6 ページにまいりまして、こちらは造林・育林の低コスト化の方です。地拵え、植栽、下刈りの工程に分けまして、いわゆる一貫作業システム、低密度植栽、エリートツリーの活用等を記述していております。それぞれの要素は、目新しさという意味では特段のものはございませんけれども、林業経営体の側から見て取組を検討すべき要素をできるだけ並べて整備していく、こういうことを心掛けたところでございます。

6 ページ真ん中の辺り、コスト削減の大きな要素となります技術開発、これは行政の役割なしには難しいところがございますので、この点についても触れております。

6 ページの下からは、林業従事者に関するところでございます。

まず（１）の確保・育成に関しまして、生産性向上を図る上で重要な存在で、技術力を高め育成していく取組が不可欠であること、意欲の向上につなげていくことが重要であることなどを記述しています。林業大学校など、林業経営を後押しする国や県での取組も記述をしております。

7 ページ、「労働環境の向上」のところでは、労働安全、あるいは安定した雇用環境など、労働環境の向上に経営体として取り組んでいく必要性を記述しております。

7 ページ中頃からは、経営を担う人材や体制の整備に関するところであります。経営体のトップの右腕として活躍するような人材を育成していくことの重要性に、まず（１）のところで触れております。加えて、（２）では所有権など、長期的に森林にコミットする権利の取得が持続性につながること。それから、再造林に対応できる事業実施体制の構築などについても触れております。

概要 8 ページ、5 の今後の可能性のところは、まとめといたしまして、去年11月の林政審において、基本計画の審議でも御説明をした収支試算を紹介しております。「近い将来」、「新しい林業」、二つ御紹介しておりますけれども、「近い将来」の方は現在においても技術的には導入可能な各要素を一つ一つ積み上げていったものであります。

それから、「新しい林業」の方は、更なる新技術を使うことも前提としているものです。黒字に転換できるということでもあります。

ちょっと文字が小さいですが、グラフの左側にも書いておりますけれども、これは林業従事者の給与水準も引き上げる前提で試算をしたものでございます。

去年の基本計画の議論では、地域や経営ごとに様々に状況が異なる中で、これをどう実現していくか。試算はできたとしても、これをどう実現していくか考えていく必要があるという御趣旨の御指摘も頂いたところでございました。個々の経営ごとに保有する森林の状況、あるい

は経営規模も異なる中で、この試算に掲げられている取組要素、これを御自分の経営に当てはめていただいて考えていただくことが非常に大切かと考えています。

本文でいきますと、53ページの辺りがこのまとめのところなんですけれども、53ページの右下辺りからは、「地域の実情に応じた経営展開」ということで、今申し上げたようなことに触れております。

概要8ページ下の方、まとめとしては、制度的な枠組みも整ってきた中で、それぞれの経営が創意と工夫を発揮して持続性を高めながら成長・発展していくことを期待すること、林野庁あるいは地方公共団体はこういう前向きな挑戦を後押ししていく、そういう締め方をしております。

続きまして、概要の9ページからが特集の二つ目、新型コロナの関係でございます。きちんと記録を残していくという意識の下で作業してまいりました。

大きな構成としては、9ページの1、どういう影響が生じたか、それから右側の10ページの2として、林業・木材産業における対応、この二つであります。

まず9ページの生じた影響につきましては、川下から川上へと影響が広がった状況を記述しております。（2）の、まず川下・川中のところでは、中国への輸出の急減、それから新設住宅着工戸数が最終的には1割減。こうした環境の下で、製材・合板工場の出荷量、素材入荷量がどうなったかということなどについて記述をしています。影響には地域差があることも触れております。

（3）の川上のところでは、輸出停滞の影響による丸太の滞留、それから10ページにまいりまして素材生産縮小の動き、スギ丸太価格の動向などについて記述しております。

全体としては、9ページの下グラフに表示しております折れ線グラフが丸太の価格であります。一方で、棒グラフが物の動きでありまして、昨年の年央、7月ぐらいにはかなり下にぶれていることが見てとれるかと思えます。価格の方は12月の末の時点では前年同月に近い水準まで回復をいたしました。物の動きは、特に緑の製材品関係の出荷量、素材入荷量が回復し切れていないことがお分かりをいただけるかと思えます。

右側、「林業・木材産業における対応」のところでは、このページに表でまとめておりますけれども、行政の対応として、原木生産を伴わない森林整備などを補正予算などで措置したこと、需給状況に係る認識・情報の共有化を図ったことなどを記載しております。

次に、「新しい生活様式」などに対応した新たな事業展開の動きとして、（2）のところですけれども、飛沫対策製品の開発、テレワーク拠点施設整備の動きなどを記述しております。

「森林の仕事ガイダンス」での相談者の増加などの動きも御紹介をしております。

最後のところでは、新型コロナウイルス感染症の流行は収束しておらず、需給の先行きも不透明なことに触れながら、引き続き所要の対応を取る旨を記述しております。

11ページ、ここからは通常章でございます。特徴的なところだけ御紹介してまいります。

まず11ページの（１）の四つ目の矢印のところでございます。SDGs、あるいは2050カーボンニュートラルとの関係について記述を新設いたしました。（３）の研究開発のところでは、長期の目標として作成をされました「グリーン成長戦略」、あるいは「みどりの食料システム戦略」にも触れながら、我々の分野での取組方向を紹介しております。

概要の12ページでは、林政審でも御議論いただきまして、おかげさまで3月に成立をいたしました間伐特措法の狙い、改正内容などを紹介しております。

概要13ページの（２）森林経営管理制度と税の関係でございます。こちらは、トピックスでも税を取り上げましたけれども、更にしっかりと関係する記述を書いております。

本文の89ページをお開きいただけますでしょうか。

森林経営管理制度関係の取組事例を5事例追加して紹介をしております。経営者への再委託、市町村による森林整備、市町村へのサポートに大ぐくりをしております。

それから、次は92ページをまたお開きいただけますでしょうか。森林環境譲与税の関係では、トピックスの3事例に加えまして、ここで六つの事例を御紹介しています。森林を有する自治体、都市部の自治体に分けて記載をいたしまして、これは森林経営管理制度のところも同じでございますけれども、課題や条件が類似する自治体の参考になるように工夫をしたところがございます。

概要の14ページ、真ん中辺りからは、山地災害への対応でございます。昨年も1,000億円を超える被害があったことを（２）の一つ目の矢印のところ御紹介しております。グラフでも推移を紹介しております。

15ページにまいりまして、上から二つ目の矢印のところでは、国土強靱化のための5か年加速化対策、さらに次の矢印で流域治水についても触れております。

それから、（４）の森林被害対策のところでは、その他の森林被害の二つ目、ナラ枯れの動きについても、状況についても御紹介をしております。

国際的な取組の推進のところでは、16ページの（２）、2050カーボンニュートラルを受けまして、温暖化対策計画の見直し予定などを紹介しております。

（３）のところでは、生物多様性に関する新たな世界目標に関する動きも御紹介をしております。

ます。

概要の17ページからは、林業と山村に関するところでございます。17ページの一番上、「（１）林業生産の動向」でございます。前年の2018年には18年ぶりに5,000億円を回復した林業産出額でございますが、19年には少し割ることになりました。ただ、その中で木材生産は2%ほど増えておりまして、4年連続の増加となっていることなどを紹介しています。

真ん中の辺りですけれども、森林組合法の改正につきまして改正事項の具体的内容を紹介しております。

この中の一つといたしまして、販売事業について実践的能力のある理事の配置に係る規定が設けられたところでございます。この17ページの下に事例を紹介しておりますけれども、そういう役員のリーダーシップが発揮されている例といたしまして、鳥取県の八頭中央森林組合の事例でございます。素材生産量が12年間で70倍まで拡大した、そういうものでございます。

18ページのところでは、真ん中辺り、（４）の施業の集約化の下から二つ目の矢印、地方分権一括法による森林法改正に伴いまして、林地台帳の所有者情報の更新に当たって固定資産課税台帳の情報利用が可能となったことを紹介しております。

19ページは特用林産物の動向でございます。林業産出額の半分を占めて、山村経済にとっても重要なものでございます。雇用面もそうですけれども、ここでまた事例を紹介しておりますけれども、地域での間伐材の活用、あるいは使用した培地を有機堆肥として活用している、こういう点を含めて、地域に貢献している長野の会社の例を御紹介しています。

20ページは、山村の動向であります。

（２）の「山村の活性化」のところでは、生活スタイルや価値観の多様化によって健康、観光等の多様な分野で森林空間を利用する新たな動きがあること、それから森林サービス産業について全国16の地域でモデル事業を実施したことなどを紹介しています。

21ページからは、川中と川下関係です。

まず21ページのところは、（１）の世界の需給に続きまして、（２）のところ、この二つ目の矢印のところであります。国産材の供給量が約3,100万立米まで増えてきたこと、更にその二つ下のところですが、木材自給率は9年連続で向上して、37.8、製材用材だけで見ますと5割を超えたことなどを書いております。

22ページ、上の輸出のところです。2020年の年間トータルで見ますと、コロナの影響からも立ち直りまして、近年で最も高い額となったことを紹介しています。それから、輸出拡大実行戦略の中身。中国などをターゲットに、製材・合板を重点品目として取り組んでいくことなど

を紹介しております。

22ページ中ほどからは木材利用であります。（１）の「木材利用の意義」におきましては、2050年カーボンニュートラルにも貢献する旨、追記をしております。

それから右下の図、これまでも御覧いただいているかと思えます。建築物について住宅・非住宅に分けて、床面積ベースで木造が緑、鉄骨とか鉄筋コンクリートなど非木造のところを黄色で示したものです。緑のところは外材シェアの奪還、黄色のところは木造への転換を目指していくという考え方であります。

23ページのところです。上の方、今後の重要なターゲットとなります非住宅・中高層分野の動きについて記述をしております。製材を束ねて柱にいたしました木造7階建てビル、仙台のものでありますけれども、紹介するとともに、本文の192ページのところでは、最近の特徴的な建築物を、これも写真で紹介をしております。

概要の方では、続いて公共建築物の話、あるいは木質バイオマスのお話を記述していております。24ページではマテリアル利用、消費者への普及などについても書いております。

24ページの真ん中辺りからは、木材産業の動向であります。品質・性能の確かな部材など需要者ニーズへの対応に向けた取組、それから次のページの（３）では、CLTとか耐火部材など製品・技術の開発・普及の動き、さらに（４）のところでは製材・合板など各部門での動向を御紹介しております。

概要の26ページからは、国有林でございます。26ページから更に次のページにかけまして、（１）公益重視の管理経営、（２）として林業の成長産業化への貢献、（３）「国民の森林」としての管理経営と進んでまいります。これらを旨に運営している内容を記述しております。

まず公益重視のところでは、27ページの一番上のところであります災害復旧での民間支援についても御紹介をしております。

事例のところですが、知床で生態系にも重大な影響を与えているエゾシカ対策に環境省や北海道と連携して当たっているものを御紹介しております。

27ページ下からの成長産業化への貢献のところでは、民有林と連携した施業団地の設定、いわゆる民国連携の取組、あるいはシステム販売の状況などを御紹介しています。

同じく「国民の森林」としての管理経営も御紹介しております。

この章、本文の中では事例を12個取り上げておりますけれども、全国に七つある全ての管理局の取組を取り上げたところでございます。

概要の29ページから最後の章であります東日本関係でございます。今年は発災から10年を経

過いたしました節目の年となりましたので、どういうことが起こったかなど、この10年を振り返りながら記述を試みたところでございます。

記述量を本文ベースで申し上げますと、昨年版では17ページほどでございました。今年は30ページほどに大きく記述を増やして書いたところでございます。

内容といたしましては、まず29ページの1のところ、地震・津波災害からの復旧・復興について書いております。森林の被害、林業・木材産業の被害、それぞれからの復旧状況を御紹介した後、30ページ右上になりますけれども、素材生産や木材製品の生産、おおむね震災前の水準まで回復したことを紹介しています。

概要30ページの（５）のところでは、「復興への木材の活用と関連産業の貢献」という項を立てました。こういう観点からいろいろな動きを御紹介しております。仮設住宅や災害公営住宅に関することに加えまして、公共施設での活用、あるいはコミュニティの形成における貢献といった、地域社会を取り戻していく過程での貢献という切り口からも記述を試みたところであります。

30ページの中ほど辺りからは、原子力災害からの復興関係です。放射性物質による森林汚染が発生してからの動きを、この間に定められた政府の方針も紹介しつつ、改めて時系列で整理をいたしました。

（２）のところでは、森林内での放射性物質の挙動に関する調査、林業や里山の再生に向けた実証事業、31ページに進みまして、森林内での作業者の安全対策、そういったことについても、これまでの取組内容を包括的に記述をしております。

31ページ、（３）の特用林産物のところにつきましても、安全基準の設定経緯などを含めまして、これまでの動きを振り返って書いております。きのこ原木をめぐる動き、あるいは原木しいたけの生産が回復しない一方で、菌床しいたけの生産量は震災前の水準に戻っていることなどを紹介しております。

それから、しいたけ原木生産のために、里山の広葉樹林の計画的な再生に取り組んでいく旨も記述をしているところでございます。

32ページのところ、これは資料1の方では別冊になっているかと思いますが、令和3年度に講じようとする施策のところでございます。概要32のところではポイントだけを書いております。基本計画の並びに従って、関連する施策を整理したものでございます。例年どおり、これからやろうとしている施策をまとめたものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○土屋会長 ありがとうございます。非常に簡潔に分かりやすく説明いただきましたので、こちらの進行でいきますと少し余裕ができました。ありがとうございます。

それでは、今の御説明、それから立花施策部会長からの施策部会での検討結果も併せて参考にしていただいて、これから約1時間半、90分、皆さんで議論をしていきたいと思います。

それでは、ここで、どこからでも結構ですよといって1時間半やっていただくということは今までもあったんですけれども、そうするとかなり行ったり来たりすることと、今回リモートの方はちょっとよく分からないかもしれませんが、講堂でやっておりまして、委員の皆さんと事務局の皆さんとの距離感もかなりあって議論がしにくい、それからリモートの皆さんとの連絡もあり、検討は分けて行きたいと思います。

具体的に言いますと、いわゆる通常章と、それからトピックス、それから特集、今回、二つあるわけですが、があるわけで、トピックスと、それから特集の1、2というのは少し丁寧にやりたい。だけど、もちろん通常章も毎年変わっているわけだから、それについてもやりたい。

それから、いつも私、時間が押してしまって皆様を急かしてしまうんですけれども、実は今回の林政審議会での諮問内容というのは、一番最後に出てきました「令和3年度森林及び林業施策」、いわゆる「講じようとする施策」というところの諮問なんです。ですから、その前の白書、それから令和2年度に「講じた施策」というのは、そのための参考資料という扱いですので、この令和3年度の施策についてもちゃんと検討するということが求められていますし、しなきゃいけないというふうに考えております。

ここで余りのろのろ言ってもしかたがないんですけれども。

それで、非常に大ざっぱな時間区分ですが、90分を、トピックス10分、それから特集の1と2で25分ぐらい——ですから、15分と10分ぐらいでどっちになるかというぐらいです。それから、あとはちょっと括りまして、これは本文の方の分量で大体括っているんですけれども、Ⅰ章とⅡ章を合わせて15分ぐらい。それから、Ⅲ章が多いのでⅢ章が15分。それから、Ⅳ章、Ⅴ章。このⅤ章が東日本のところですが、そこまで15分。それから、最後に講じた施策、講じようとする施策で10分ぐらい。もうこれで90分になっちゃいます。これでお分かりだと思うんですけれども、一個一個に区分すると実は短いです。ですので、皆さん御発言されるときは、なるべく簡潔に、分かりやすく、短く御発言いただけると非常に有り難いなと思っております。

それから、特にリモートの皆さんはいつものように、こちらから発言の意思がなかなか把握しにくいもので、しっかり手を挙げていただくなり、それでも見えない場合は、私どもが気付かない場合は声を上げていただくなりして、こちらが気付くようにしてください。

それからもう一個、今回についてのルールなんですけれども、部会でもう既に検討されていますので、申し訳ないんですけれども、部会の委員の皆さんはこれまでの部会でかなり検討されているということで、発言の順序として、ちょっと初めに優先順位を少し下げさせていただきます。つまり、施策部会以外の委員の方を初めに優先して意見を頂いて、ただし部会の委員の皆様は、より深い議論ができる可能性が高いので、その後にもちろん御議論を頂くということにしたいと思います。

以上で、かなりややこしい、若しくは細かい仕分になっていますが、現実には発言が続くとどうなるか分かりません。1時間半の間には終わらなくちゃいけませんので、皆さんに御協力をお願いいたします。

それでは、早速まいりたいと思います。

まず初めはトピックスです。トピックスについては、先ほど御説明ありましたが、去年は本文の中に入ってしまったってちょっと見にくくなったんですが、かなり抵抗したんですけれども、たしか長官も抵抗したんですよ。まあ、いいや。なんです、ちょっと押し切られたところがあるんですが、今回は逆に押し切ったというような感じで元に戻りました。この方が絶対見やすくいいと思うんですが、トピックスについて皆さんから御質問、若しくは御意見を頂きたいと思います。内容、それから体裁等のことでも結構ですので、御自由に御意見、御発言をお願いいたします。

それでは、御発言の際には手を挙げていただければと思いますが、先ほど言いましたように、初めは施策部会の方は少し待ってくださいという感じです。

いかがでしょうか。

これ初めがなかなか言いにくいんですけれども、どなたかいかがですか。

誰も挙げなさそうなので、座長がちょっと軽いジャブをかましたいと思います。そこから皆さん、少し気を抜いていただきたいと思うんですけれども。

トピックスについてなんですけれども。内容ではありません。

このタイトルというんですか、これは全部で六つあります。なんです、これはまだ変えられると思うんですが、私、一番駄目だと思うのは、5ページ目の3の「森林環境譲与税を活用した取組状況について」。トピックスというのは国民の方や関係の興味を持っている方が一番見られるところなので、これはいわゆる新聞で言えば見出しですよ。そんなわけで、それについて「について」という言葉を使うというのは——実は私は、ある所で広報誌のコンクールの審査員をやっていて、これ一番駄目なやつなんです。つまり、「ついて」というのをなるべく

く使わないで、例えば「森林環境譲与税を活用した取組」とか……

○立花委員 概要版では、付いていないです。双方の整理ができていないんです。

○土屋会長 では、そっちの方はいいですね。

○立花委員 はい。

○土屋会長 どうも概要版の方には付いていないようなので、そちらは意識されていると思うんですが、そういうふうにした方がいいと思います。

ですから、そうすると、例えば1番の公共建築物の辺りのところも「10年を迎えて」というのは、これは三角ぐらいかなという気が私自身はしております。

そんなところで、見出しをもう少し気を付けていただけると有り難いなと思いました。

比較的軽い内容でいきました。ほかの方はいかがでしょうか。

それから、事務局の方からのお答えは各区切りのところでお願いするようにしたいと思います。

いかがでしょうか。

では、施策部会の方の縛りは外したいと思いますが、部会の方も含めてお願いいたします。

どうぞ、丸川委員。

○丸川委員 内容のトピックのところ、意見ではございません。

申し上げた写真をちゃんと入れていただいたのはいいことだと思いますし、結論的にはこれでいいと思うんですが、タイトルが「多様な木造公共建築物」となっておりますが、東急さんとか新柏クリニックは公共ではないと思うんです。だから、「等」を入れるとか、「民間を含む」とした方が良いのではないのでしょうか。

○長野木材利用課長 公共です。

○丸川委員 公共ですか。

○長野木材利用課長 はい、法律上は今公共です。

○丸川委員 そうですか。

いずれにしても、民間の設備が入ることは賛成ですので、この資料で良いのですけれども、表現として「公共建築物」という言い方で良いのか、どうかという、むしろ御質問でございます。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

幾つか出れば、その後でまとめてお答えを頂きたいと思います。

ほかいかがでしょうか。

深町委員、どうぞ。すみません、遅れました。

○深町委員 トピックス2の森林組合の部分の図、イメージ図があるんですが、何となくは分かるんですけども、この図で例えば矢印があったり、赤い部分での一部がピンクになっていたり、黄色い矢印が出ていたりというところで、あと県森連の間の所に線が入っていますね。こういう図で一番どういうことを伝えるのか、ちょっと分かりにくい部分もあるかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○土屋会長 ありがとうございます。

質問形式で今三つ続きましたので、若しくは比較的簡単なジャブ的なのが続きましたので、ここでお答え頂いちゃいましょうか。今の三つ分をまとめてお願いします。

○河南企画課長 ありがとうございます。

まず土屋会長から頂きました3番目のタイトルについては、これだけ平仄が取れていないということかと思いますので、体言止めの形になるような見直しをさせていただきたいと思います。

それから2点目、丸川委員からありました公共建築物のところにつきましては、トピックスの本文の方の2ページを御覧いただければと思うんですけども、最初の一つ目のパラグラフの最後の3行ぐらいのところ。「民間事業者が整備する教育施設、医療・福祉施設等の地域住民に頻繁に利用される多くの施設についても、木造化又は内装木質化の対象となりました」ということで、この法律の対象になっているということをここでも御紹介をしつつ写真を紹介した、そういうつもりでございました。

それから3点目、深町委員からお話しいただきました概要の方のトピックスの2の図につきましては、ちょっと言葉が足りていないところもしかしたらあるかなというふうに今のお話を聞いて感じたところでございます。この後も様々な場面で、この概要資料を広報用に使ってまいりますので、いま一度担当課とも相談をして、より分かりやすいものになるように修正を施したいというふうに考えます。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今の一番最後の、概要の森林組合間のイメージについてなんですけれども、この図はこの概要版だけに掲載予定のものです。どうも本文も、それから本文の中のトピックスの方にも載っていないようなんですけれども。これちゃんと説明を加えていただければ、比較的分かりやすいイメージではあるので、本文にもどこかで付け加えていただいた方がいいような気がいた

しますが。単純に、今の段階で抜けているだけなのかもしれないですが。これは、お答えは特に要りません。

どうぞ。

○本郷林野庁長官 すみません、私から言う話じゃないのかもしれませんが、木造公共のこの写真の下に今のようなことをちゃんと。本文に書いてあるというのは本文に書いてあるんでしょうけれども、本文を読まないでいきなり絵を見るのが、普通ぱっと開いたときにそう思うので、この下の注のところにも、そういうことを分かるようにどこかに入れていただくといいんじゃないかと思います。

○土屋会長 そのように御検討をお願いいたします。

実はここでゆっくりもしてられないので、ここをそろそろ終わりにしたいと思うんですが、一応議論の内容としては、トピックスの順番も含めて、つまり、もしも異論があれば順番を変えることも可能なんですけれども、この順番も含めてトピックスはこれで大体よろしいでしょうか。特に御異論はないと考えてよろしいですか。

ありがとうございました。うなずきが余りよく見えないんですけれども、皆さん了承というふうに認識いたしました。ありがとうございました。

それでは、次にまいります。次は特集の1と2です。一応1と2を区切って御発言、御質問を求めたいと思うんですが、初めに特集の1の方について、題名は「森林を活かす持続的な林業経営」という内容についてですが、これは今検討中の森林・林業、基本計画とも非常に関係した内容だったというふうに考えますが、これについて御質問、御意見等いかがでしょうか。

福島委員どうぞ。福島委員、ミュートになっていませんか。

○福島委員 失礼いたしました。ミュートでした。

特集1の5の「今後の林業経営の可能性」のところで、生産性向上、コスト低減を行った際の林野庁の試算結果を示されたのは、個々に状況は異なるとはいえ、林業経営者にとって大変貴重な参考資料、参考情報になるのではないかなというふうに思います。全体的に持続的な林業経営を実現するための方向性とか施策について大変充実した内容で、非常によくまとめられたいい内容の特集になっているのではないかなというふうに感じました。

○土屋会長 ありがとうございました。今のは御意見ということでよろしいですね。

○福島委員 はい。

○土屋会長 ありがとうございました。

今の福島委員のように、積極的に評価する御意見等でも是非頂ければと思っております。

どうぞ、松本委員。

○松本委員 松本です。

今のところと同じところなんですけれども、今福島さんがおっしゃったように、こういったコストの構造、あるいは取組の成果を数字で表すというのは非常にすばらしいことだと思いました。

それで、その点でちょっと付け加えなんですけれども、実際に林業経営をマネジメントしていく上では、長期的な投資採算を常に見積もっていかなければいけない面があると思います。生産性の向上とか造林コストを低減させていくための投資と回収見通しですとか、ここにあります植栽密度とか下刈り、間伐などの施業方法の変更で、将来的な木の成長をどのように予測していくかなど、経営上の投資判断するための数字はやっぱり必要になってくるということがあると思います。つまり、高い生産性と収益性を実現して、収益を改善していこうという成果に至るまでの過程が必要で、そこを例えば収益予測ですとかキャッシュフロー分析ですとか林業経営に取り入れていくことがこれから重要になると。

具体的には、単年度の収支だけじゃなくて、またあと林齢ですとか施業方法の異なる複数の林地を束ねて経営していく場合などに対応した、長期にわたる林業経営の収支予測ツールというソフトを開発して標準化していくということが必要で、そういった計算ソフトですとか長期経営の視点を提供していくというのが今林業経営者から最も求められている事柄の一つではないかというふうに考えております。

この取組は非常にすばらしいんですけれども、そういったもう一歩、実際の経営を考えたような視点をの提供する、といった部分が記載されると非常にいいかなというふうに思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございました。

吉川委員どうぞ。

村松委員、吉川委員の次にお願いいたします。

○吉川委員 幾つか申し上げたいことがあるんですが、皆さんおっしゃる様に非常によくまとまった内容だと思います。特にコストの軽減ですとか、それから生産コストにしても、それから流通コストにしても、いかにして軽減していったらいいのかなと、我々にとっても非常に参考になる資料になったと思います。

一つ申し上げたいのは、皆さん今話題にされていた、これからの林業の収支構造の計算というところのグラフなんですけど、これは一体誰の収支構造なんだろうね。全体の収支構造とい

うことなんでしょうか。今現状、この中で林業経営体という形で素材生産業者の収支構造、それといわゆる森林所有者の収支構造、さらに、それを合わせた収支構造、こういうものが当然考えられるんですが、これ合わせた収支構造なんだろうというふうに推測をいたしました。

ただ、ここで一番問題なのは、現状は素材生産と森林所有が完全に分かれているわけです。

それで、例えば林業経営体、いわゆる素材生産業者だったら、このグラフにある青い部分だけ、丸太収入に主伐と、この部分だけで計算をすればいいし、林業経営者だったら、この丸太収入のところに立木代金を入れれば収支構造が出てくる、こういうことだろうと思います。

これよく見ていただければ分かるんですが、ここにもしも立木代金、約100万円ぐらいでしょうか。91万円とかって出ていますけれども、100万円入れて、ではこれで青の丸太収入に100万円入れたときに、一体どんな収支になっていますか。これ完全な赤字ですよ。丸太収入のところが立木代金の100万円だったとする。このグラフでは完全な赤字になりますよね。

それから、素材生産の場合でしたら、主伐のところに立木代というものが100万円、逆に買いの部分のコストとして乗ってこなくちゃいけない。その代わりに、いわゆるオレンジ色以降の造林コストというのは入ってこない。そういうのが現状じゃないですか。

だから、森林所有者としては、ここに100万円入って、ほかの部分を入れたら完全に赤字になるわけです。これは「新しい林業」でも同じことですよね。だから、結局そのところは集約化をしないと、トータルの収支構造になってこない。素材生産業者に山を買ってもら、若しくは山林所有者が自らある程度まとまった面積で事業をすると。そういう形にしたときに初めて、このグラフが収支構造ですよ、と言えるわけだろうと思います。

だから、これを出しますと、今の現状からして非常に誤解をされると。見たら、何だこれ、もうかるじゃねえか、こうすりゃ、そういうふうに取りられかねないと。

ですから、このグラフというのは、私なんかから見ると、逆に今ここに載っているのは余り、どうもぴんときないなと。林業全体の収支は確かにこうかもしれないけれども、ではここを出てきた利益というのは果たして、では山元へ回るかというと、これは素材生産業者が……

○土屋会長 吉川委員、ちょっと声が聞こえないみたい。

○立花委員 マイクの電池が弱いんじゃないですか。

○吉川委員 あっ、赤くなっちゃっています。すみません。

失礼しました。結局ここで生まれてきた利益というのは、素材生産業者の利益ですよ。ですから、この縮まった部分ですね。これは、だからまず素材生産業者に還元されるわけです。これが山元に回ってくるというのは、なかなか先の話じゃないんでしょうか。取りあえずは自

分のところの収支がよくなって初めて山全体のことを考えようかね、というのが普通だろうと思います。

ですから、できればどうやったら集約化できるのか、そういうところを、素材業者が中心になった集約化でももちろん構わないと思うんですが、どうやったら集約化ができていくのかというところをもう少し重点的に書いていただくと有り難いのかなと。集約化の方に今少し力を入れていただけないものかなというふうに思いました。

それから、これもともと頭に返りまして……

○土屋会長 吉川委員、違う話題になりますか。

○吉川委員 はい、なります。

○土屋会長 そうしましたら、ひとまず切っていただけますか。かなり関連しますか。

○吉川委員 申し上げること全部関連しているんですが、余りに長くなるんで、ではここでやめておきます。

○土屋会長 すみません。

村松委員、ちょっとお待ちいただきました。村松委員どうぞ。

○村松委員 今皆さんが注目している5番の林業経営の可能性のところのグラフが私も非常に特徴的だったので、ちょっと本文の方を読ませてもらっていて、先ほどの吉川さんの指摘、どこにも当てはめるグラフじゃないんじゃないのというのが、この想定が、一番効率よく機械が動く1,150ヘクタールの森林所有者を想定してグラフ、この収支を出している。この1,150ヘクタールというのが適切な指標になるのかというのがすごく気になったんですけれども。年間9,000ヘクタールの素材生産量と23ヘクタール程度の主伐・再造林をやって1,150ヘクタールぐらいの経営規模だと、一般的な林業所有、林地の所有者の想定として非常に考えにくい数字なんじゃないのかなという気がちょっとしたんですけれども、そのところの、これは「新しい林業」として一番適切な、効率のいい規模、想定そのものなんだということでそうなのか。私もこの本文に対する解釈の視点が間違っているのかもしれませんが、そこをちょっと教えてもらいたい。

先般からちょっとこの言葉にこだわっているんですけれども、エリートツリーを1,500本、ヘクタール当たり植えていくと、という話なんですけれども、このエリートツリーというのは植えた直後に非常に成長しやすくて、下刈りのコストが大幅に抑えられるといったようなものが想定されているんでしょうか。それとも、全体として大きな木になって、建築用材としていい材が提供できる木をエリートツリーとしているんでしょうか。別の会議のときに、エリート

ツリーというのは二酸化炭素をたくさん吸う成長の早い木という位置付けでエリートツリーとしてあって、それぞれの用途、期待する用途に対して能力の高いものがエリートツリーなんでしょうけれども、少しこの辺整理しないと、何でもかんでもうまくいくのがエリートツリーだという言い方で「エリートツリー」という表現を使うと、ちょっと誤解を生むんじゃないかという気がするんですけれども、いかがでしょうか。

○土屋会長 ありがとうございます。

ここで一旦質問、御意見を切りたいと思います。

今皆さん、本文ですと53ページにあります「資料 特1-47」、概要の方で言うと8ページの真ん中ちょっと上にある表に関連したところで様々な御質問や御意見を頂いています。これについて、まとめてお答えいただければと。よろしいですか。

○河南企画課長 御意見、どうもありがとうございました。どこまでお答えできるかというのはありますけれども、御回答申し上げたいと思います。

まず松本委員からございましたこの数字はこれとして、実際に林業経営、展開していくに当たっては、更に別の指標も必要になっていく、そういうのを示すことが長期経営の視点を提供するというような趣旨のお話についてはそのとおりだと思いながら拝聴しておりました。そういう意味では、正にここで書いているような方向で林業経営を育成していく、展開していくてもらうというのは、次の基本計画の下での正に施策の展開そのものということかと思しますので、それを実あるものとするために、今御指摘頂いたようなことも我々は考えながら施策を進めていく必要があるのかなというふうに感じた次第でございました。

それから、吉川委員からお話のあったところについて、この数字の説明の仕方自体が簡単な御紹介で終わってしまったのが原因だったかと思っております。という部分もあったかと思っておりますけれども、まずここでの試算は、施業地1ヘクタール当たりどれだけの収入があるか、どれだけの経費が掛かるかというのをスギを——スギというか、木を植えてから収穫するまでの全期間にわたってのトータルとして出したものであります。そういう意味では、正に吉川委員からお話がありましたとおり、森林所有者で自ら施業も行われている方の場合ですとか、素材生産業者の方の場合、あるいは森林所有者の方でも自ら施業を行っていない場合、それぞれで違うものが適用されていくことになるというのはおっしゃった、御指摘を受けたとおりであります。

去年11月の林政審の資料では、1ヘクタール当たりはこうですと、こういう試算ができますということを提示した上で、更に経営体のカテゴリーに着目いたしまして、素材生産業者の方

だとこれだけの生産性を実現するためにはこういう規模がなければいけない、あと森林所有をして自ら施業もされる方だとこれぐらいは必要だという、更にこの後のシリーズも含めて、経営体ベースではどういう収支になるかというのを併せて資料として提供して御説明をさせていただいたところがありました。

そういう意味で申し上げますと、先ほどお話しいただきましたように、全体としてこういう黒字化というのが合理化の結果として実現したとしても、その取り分です。素材生産業者の人がまず合理化で生み出した利益を全て立木価格として適正に森林所有者の方に返すかどうかというのは、また別の問題というふうに考えています。ただ、返すためには、そういう返すべき源泉となる利潤がないと返せないということかと思いますので、ここではまず、利潤そのものは生まれてき得る余地がありますよねということでこういう試算を掲げたところがありました。ということでございます。

村松委員からの御意見とも関係いたしますけれども、そういう点で各経営体ベースで見たときには、この表、グラフでいきますと生産性は「近い将来」だと11m³/人日、「新しい林業」ですと22m³というようなことを書いておりますけれども、これを実現するためには、まとまった施業が必要になってくるということでありまして、御指摘を頂いた集約化の方に力を入れていく。それをいかに実現していくかというのが、正にこの姿を達成していくためには不可欠、そういうふうに考えているところでございます。

それから、村松委員から頂きましたエリートツリーに関する話で、この表で若干御紹介いたしますと、「新しい林業」のところを御覧いただければと思うんですが、全体の経費が「近い将来」と比べてもかなり圧縮しているんですが。エリートツリーを使ったコンテナ苗で1ヘクタール当たり1,500本の植栽という前提です。この場合、そのすぐ右にグレーのところがありますけれども、「1回」と書いてあります。これは下刈りの回数でございます。今は5回ほどかかっているものが「近い将来」は4回になり、このエリートツリー1,500本の下では1回になって、コストが大幅に削減される。それから、この中では「近い将来」にある「保育間伐」という濃い青が経費のところから、「新しい林業」ではなくなっているのがお分かりいただけるかと思います。これも成長が早いので保育間伐をしないで最後の収穫に向かって進んでいくことができる、搬出間伐にいきなり行くことができる。そういう前提で整理をした、そういうものであります。

先ほどは建築用材として、より高く売れるものを想定しているのかというお話もありましたが、ここでは従来私どもが成長に優れた木として導入しようとしている。これは間伐特

措法の説明の中でも御紹介を申し上げましたけれども、そういう特性をいかした合理化努力を盛り込むために、ここでは「エリートツリー」という言葉を使って御説明をしているんですけれども、御指摘を受けたように、特に一般の方が聞いたときの受け止めということにもちょっと留意をしながら、広報は気を付けていく必要があるかなというふうに、お話を承って思った次第でございました。

ちょっとお答えし切れているかあれですけれども、お答えを申し上げます。

○土屋会長 小坂部長、お願いします。

○小坂森林整備部長 ちょっと補足させていただきます。

吉川さんのお話で言うと、この53ページの本文の右側の30行目に書いているんですけれども、この黒字部分というのは経営報酬や投資の原資になるとともに、森林所有者への還元の原資になるという考えになっていまして、例えば「近い将来」で71万円の黒字というのは、委員言われたみたいに、例えば立木代で100万円、所有者入ってきますと。でも、その100万円から再造林するためにお金出さなきゃいけないですと。例えば今、下刈りが上がるまで180万円掛かって、補助金を使えば五、六十万円ぐらいで終わると。すると、所有者に例えば40万円ぐらい手元に残りますよね。というこの40万円を、この71万円から捻出しているというのが数字の方式になっていまして、要すれば、この71万円をどういうふうに山側に返し、更には素材生産業者のもうけというんですか、次の投資にいくお金をどう捻出するか。さらには、この中には働く人の給料をどう上げるかということを考えていますので、言ってみれば、この71万円とか113万円をどういうふうにシェアしていくかということかというふうに思っています。村松委員の1,150ヘクタールという試算は、一定の素材生産する事業体が持続的に林業経営をやった場合、大体これぐらいの面積の森林が必要だということで、個人の人が1,150ヘクタールを持って経営するというより、経営を委託して、集約化して、例えば森林組合なんかが一つの事業体として地域で展開する場合はこれぐらいの森林があれば効率的だという、そういう意味で示している数字だということです。

あともう一つ、エリートツリーのお話がありました。エリートツリーは通常のよりか1.5倍成長する。材質も遜色ない。そういったものを選んでいられるんですけれども。要は、初期の成長が早い。そうすると、例えば3年で4メートルぐらいになりますので、下刈りの回数が減るという効果が出てきます。さらに、成長が早く、材質も遜色ないんで、例えば50年で大体太くなって出荷できるものが、30年で収穫できる。そういった意味の林業経営上のメリットがありますと。さらに、若いときから年寄り、一生にかけて成長が早いということは、その分CO₂の

吸収量も多いということで——単位面積当たりです。温暖化にも効果があるということですの
で、そういうのを御指摘のとおり分かりやすく示していく必要があると思いますので、引き続
きそういうことを分かりやすく示していくようなことをしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

○吉川委員 あと1件だけ、ちょっと話をいいですか。ちょっとだけ。

○土屋会長 本当に短くやらないと。実はもう次に行こうと思っていました。

○吉川委員 ちょっとだけ。

○土屋会長 回答を求めなくてもよろしいですか。

○吉川委員 結構です。お願いです。

どうもありがとうございました。よく分かったんですが、この基本的な問題として、これ全
体がコストの低減ということをベースにした内容になっているかと思います。もちろん、必要
な問題とかいろいろ入っているんですけども。

本文の13ページに「輸入材や他の資材との競争がある中では大幅な価格上昇は難しい」。こ
ういう、いわゆる一般常識的な話になっていることだろうと思います。ただ、これをブレーク
スルーしないと、林業自体がうまくいかないんです。さっきのコストの話も、例えば70万円ぐ
らいコストが低減されたって山元の利益なんか改善しませんよ。要するに、ではみんながそろ
って再造林しましょうなんて話にはなりっこないです。結局、今の状況からすると、販売単価
が何とか上がっていかないといけないんです。今のアメリカの北米材を見てください。これ本
当に需給のバランスだなというのがよく分かると思うんです。需要が増えれば極端に上がるん
です。しかも、国産材の場合はその辺の需要を極端に上げるというのはなかなか難しいかとは
思いますけれども、その辺のブレークスルーする方法をこの中に是非入れてもらいたいなとい
う。要するに、一般常識的な「難しい」というところで切っちゃわないで、こうしていけば、
いわゆる価格が上がっていくんじゃないかというような話というのは、是非これの3分の1ぐ
らい書いてもらいたいなというふうに思いました。

それで、例えば、他の材料との競合なんていうことからすれば……、ごめんなさい、輸入材
との競合ということからすれば、CO₂関連でウッドマイレージなんていう動きもありますよ
ね。これも当然国産材に有利に働くはずです。それから、CO₂の固定化、あるいは建築の際
にCO₂をどれだけ発生させるか。これも木材にとって非常に有利な材料になるだろうと思
います。

かつて林野庁が、間伐材を使いましょうとPRされてきました。これは、かなりいいキャンペーンだったと思います。WTOだとかでいろいろ問題はあるかもしれませんが、国産材をうまく、使いましょうというようなキャンペーンについて、是非林野庁、でも頑張って進めてもらいたいというふうに思っています。ありがとうございました。

○土屋会長 ありがとうございました。

この特集のところは一番皆さんの議論があると予想していたんですが、やはりありました。これを全部、御意見を反映するということは白書ではなかなか難しい可能性はあるんですけども、少なくとも皆さん同じ、この表に非常に興味を持たれた、関心を持たれたということは、国民の方々や、それから様々な関係の方々もここにかなり集中する可能性があるので、是非丁寧な御説明をお願いいたします。

この表は基本計画にもあるわけで、企画課長さんの方からあったように、経営ごとのカテゴリー別のセットで出ていたんですけども、そちらの方も含めて、基本計画の方はまだ検討が続いていますので、また少し議論ができればなと思っています。

ありがとうございました。ここで時間は実はかなりオーバーしてしまして、申し訳ございません。特集の1はここで一応終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、特集の2です。特集の2はかなり趣向は違うんですが、「新型コロナウイルス感染症による林業・木材産業への影響」ということで、これは先ほど企画課長さんからありましたように、少なくともちゃんと記録として残すということは非常に重要なことだと思っています。これもう5年後、10年後になると、全然記録に残っていない可能性があって、白書に残すということは、それだけでも非常に価値があるんじゃないかと思っていますが、これについて質問、御意見、その他いかがでしょうか。

どうぞ。

○小野委員 小野なぎさです。よろしくお願いします。

トピックスの方でもあったように、タイトルがまず違うというところです。私、資料を頂いたときに、初めに概要の方から読ませていただいたんですが、「新型コロナウイルスの感染症による影響と対応」というのと、「感染症による林業・木材産業への影響」というのは、これ全く違う内容に見えてしまうなと思います。

コロナの影響って読み手にとっては大分興味のあるところだと思うので、しっかり記載いただきたいと思うんですけども、この内容としては、木材需要の動向ですとか、木材産業へどのような影響があって、また社会的な影響を受けて、「新しい生活様式」の中でどのような

木材への影響があるか。また、山村地域への新しい期待とか可能性についてが書いてあるのだと思います。

立花委員の方からの説明で、今回のコロナの影響については木材生産に焦点を当てて掲載しましたということの御説明を頂いたかと思うんですが、読ませていただいたときに、後半に「新しい生活様式」の中での期待についてですとか、あとは山村地域の期待、空間利用に関しても書いてあったかと思うんですけれども、その辺が期待値がすごく高いというのは分かるんですが、私も含め現場で活動していると、2020年は例えば森林ボランティア活動ですとか森林環境教育の活動、又は森林空間を利用した一般向けの体験活動等、ほぼ活動ができなかった団体が多いです。ボランティア活動に関しては、新規の参加者の受入れを今も止めているところが多く、またこの春以降もどうしていいかというのが、まだとても苦しい状態であります。

ですので、読んでいると木材生産のことは詳しく書いてあるんですが、その後、地域側は期待というところがメインに書いてあるので、実際活動している人は今もなお苦しい方が多いので、もし期待を書くのであれば、現場側で学校の受入れをしているところがもう今、ほとんど去年は止まっていたとか、そういった活動をしている方が共感できるようなコメントも入れていただけるといいかなというふうに思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。非常に重要な御意見だったと思います。

ほかの方、いかがでしょうか。

今のタイトルは、結局一番近いのは何なんですか。概要だと「林業・木材産業」というのがない形になっていますが。今日頂いたのだと、「と対応」がないんですが。

○河南企画課長 では、お答え申し上げます。

まず、タイトルのところは大変お恥ずかしい限りで、失礼をいたしました。

本文の57ページを御覧いただきますと、特集2の扉のところですよ。ここの最後に「影響と対応」というふうに書いたものが付きたいタイトルでございます。正しい文言が両方に書いていないというのは本当にひどい失態だと思ひまして、大変失礼をいたしました。

それから、今お話を頂きました山村地域で様々な活動をされている方へのネガティブな影響のところは、確かに期待値というポジのところだけに偏り過ぎているかなと思いますので、入れ方は限界があるかもしれないですけども、今の御趣旨踏まえてちょっと検討させていただきたいと思います。

○小野委員 よろしく申し上げます。

○土屋会長 ありがとうございます。今個別に対応、御回答頂いてしまいましたが、あと幾つかあれば、まとめてやりたいと思います。

特集2について、あと何か御質問、御意見はいかがですか。

野田委員、お願いします。

○野田委員 野田でございます。どうもありがとうございます。

私は木材製品の産業の立場から、この件で少し意見を言わせていただきます。

まず一つは、この新型コロナの感染拡大の影響で国内のいわゆる木材産業、木材製品産業、どういった状況になったか、時系列を含めて非常によくまとめていただいていると思います。また、需要の減少に対して国有林をはじめとしたいろいろな施策で、いわゆる需給調整という部分で一定の成果、そういったものが評価されているということもよく理解できます。

私からの意見ですが、一方では、実は昨年の中頃からなるかと思うんですが、中国あるいは米国では経済回復が始まって、海外、世界では木材の需要、需給バランスが大きく変化をしております。また、その影響もあって、コンテナ等の貿易に絡む物流も大変な混乱を起こしているということで、足元では国内向けの輸入木材製品につきましては先ほちょっと北米の話が出ておりましたけれども、価格の高騰だとか、あるいは著しい供給不安というのが現在生じている、そんな状況でございます。

実はこれ、令和3年度の施策につながる意見になりますが、足元そういった状況の中で、国内の集成材メーカーさんの一部では原料不足による減産、あるいはプレカットメーカーさんにおいても受注制限、そういった話が度々聞かれるような状況になっております。

私が言いたいのは、国内の木材の需要動向、これは非常に大事でございますがいまだ不透明な状況だと言わざるを得ない。それに対して海外の情勢はまた違った意味で大きく変化をしており、そちらにもしっかりと目を向けて分析をし、一方では、それが国産材への期待、国産材に対する期待値というのが非常に大きくなっている、そんな年にこれから向かうんじゃないのかなと期待しています。

そういった意味で、海外の状況にも目を向けた中で柔軟に対応していく、そんな施策が必要かなと。ある意味、国産材の需要拡大にとって大きなチャンスとも言えるのかなと思います。以上でございます。

○土屋会長 御意見ありがとうございます。

もしもありましたら、あと一人ぐらいの方から御意見、御質問等を伺えればと思いますが。

どうぞ、玉置委員。

○玉置委員 今回の野田委員のお話で、影響から施策に至るまでのお話をお伺いさせていただきました。その中の施策の前に「コロナの影響」というところの特集でございますので、本文を読ませていただくと、その状況がしっかり分かるんですけども、例えば10ページに令和2年7月の豪雨災害と、それからスギ丸太の価格上昇について、原木不足の影響、集成材の原木不足の影響、供給量縮小等の影響というのは、経済状況の変化であって、コロナウイルスの感染症の影響ではないんじゃないかなというふうに本文を読んでも思います。同一にここに書いていいものかどうかというのはちょっと思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、今までのところ、御意見もあるんですが、お答えいただく部分がありましたら、お願いいたします。

○河南企画課長 ありがとうございます。

まず野田委員からお話いただきました今後の施策の展開方向ということについての御意見については、承らせていただくということに尽きるかと思います。特に最近の世界的な木材需給をめぐる状況などにつきましては、今日の本文で御紹介をいたしますと、59ページの辺りに、そこもちょっと意識したような記述を設けております。

具体的には、59ページ左側の12行目辺りから、「欧米における「巣ごもり需要」の拡大」云々、「コンテナ不足となって、それに伴う海上運賃が上昇して、各国に影響を与えている」という部分、あるいは右側の25行目辺り、そのちょっと上ですか、ここでは特にアメリカの動きなどを書いておりますけれども、27行目のところでは、「7月以降は、木材価格が急激に上昇し続けた」というようなことも書かせていただいております、いろいろな動きが出ているということには目配りをしたつもりでございます。

あわせて、69ページのところです。一番最後の辺りですけれども、なかなか見通しがよく分からない、不透明ということに尽きるんですけども、国内を見ると新設の住宅着工戸数の落ち込みが2年程度続くという見方もある一方で、アメリカの住宅需要の増加とかコンテナ不足ということで価格が上がる動き——まあ、両方、まあ、いろいろな動きがあって、本当に不透明ということに集約されるのかなと思いつつながら、ここではいろいろな動きをできるだけ御紹介するということで今申し上げたような記述を書いたところでございました。

それから、玉置委員からありました概要の10ページの上から三つ目のところの書き方のところも、価格に影響が及んでいるのが何を原因としてそういうことになっているか、なかなかき

れいな切り分けが難しいなと思いながら、正直悩みながら書いていたところでございます。日本向けの北米材の供給量の縮小というのも、アメリカ国内でのコロナによる生活様式の変化と
言えばそういうこともあるかと思えますし、そこはこれというふうに言い切らないようにちょっと注意をしながら、いろいろな事象を御説明していくように心掛けたいと思っております。

○土屋会長 ありがとうございます。

まだ多分御質問、御意見、特集についてもおありかと思うんですが、時間的に言いますと、もう大分オーバーしておりまして、一旦ここで切ってよろしいでしょうか。後で時間が、あまりありそうもないんですが、もしもありましたらもう一度戻るということで。特に特集のところは、恐らく白書を手に取られた方が一番初めに読まれるところなので、私も非常に気になっているところですし、多分部会でも非常に検討されたところだと思うんですが……そうか、部会長、何か言いたいことありますか。いいですか。

ありがとうございます。

それでは、通常章の方に入りたいと思います。通常章も決しておろそかにしてはいけない、たくさんの重要な情報が入っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それで、先ほど申し上げましたように、通常章も本当は1章ずつやりたいところなんですが、時間がありません。ページ数の分量から分けてしまいました。内容ではありません。あくまでも分量です。

ですので、ここでは第Ⅰ章の「森林の整備・保全」と、第Ⅱ章の「林業と山村（中山間地域）」、かなりの分量になりますが、そこまで含めて御意見、御質問等を伺います。

かなりページが多いので、どこのことについての御質問、御意見か。つまり、これは概要の方で言われる場合もありましょうし、本文の方で言われる場合もあるでしょうから、それを是非お示しいただければと思います。

それでは、いかがでしょうか。

そうしましたら、またちょっと時間がもったいないので、私が比較的……これは軽くもないな。少し意見を述べさせていただきます。

実は先ほどの特集1の林業経営の特集のところとも関係しています。数字がそこにも出ているんですが、「林業経営体」という言葉が使われています。実はこの「林業経営体」という言葉自体について、少なくとも私が認識しているのは、2005年の農林業センサスで「林業経営体」という言葉が初めて使われて、それまでは例えば先ほど吉川委員からも言われたように、「森林所有者」「素材生産業」若しくは「森林組合」というような形で記述されていた。経済的に

かなり機能が違うという意味でそういう形になったのが、これはかなり違う理由も含めて農林業センサスはそうになって、それ以降、記述は「林業経営体」になっているんです。その「林業経営体」ということの定義をしっかりと書いた方がいいなというのがあります。常識的に我々が考えた「林業経営体」と、ここで言っている「林業経営体」が大分違うと思いますので。実はその林業経営体の数なんです、今の数字ですと3.4万なんです、実は2015年だと8万何ぼです。それから、その前の2010年だと、たしか10万を超えていたのかな、ぐらいだと思いました。14万か。14万ぐらいなんです。非常に数が減っています。そのことについて、淡々とでも結構なんですけれども、触れていただけたらいいかなと思うんです。これは一つ、物の見方によっては、10年間で何分の1ですか、非常に減ってしまったというのは大きな問題であるという見方もできなくはないので。

という意見を私から一つ出させていただきました。

少し余裕ができたかと思いますが、いかがですか。

中原さん、こっちをにらんでいます、御意見いかがですか。

○中原委員 いやいや、もう今日は貴重な話に耳を傾けて。

○土屋会長 いかがでしょうか。

特に森林の整備・保全や林業経営、それから山村について御専門が近い方、関心の強い方は、是非。先ほども何人かの委員からありましたように、積極的に評価する御意見も含めてです、是非。これは、こちらから指名するのはいかがかなと思いますので、御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 いわゆる路網整備の件について、ちょっとお伺いしたいと思います。

基本的に路網整備というのは持続的な林業経営に不可欠なものと、こういうことは間違いないんですが、トレーラー——20トントレーラーとは言いませんけれども、せめてセミトレーラーが通行できる程度の林道の整備を早急に進めていく必要があるかと思うわけです。その中の、実際に林業を今後も継続していく林地、将来目標で660万ヘクタールございますよね。それと、それ以外の、いわゆる環境税か何かで共同間伐していくような林地と、当然道の入れ方というのは違って来るわけです。それを判断する材料。だから、どこが660万ヘクタールに含まれるのと。どこが、これはもういわゆる将来的には天然に戻すんだよという山と、その切り分け。切り分けをどういうふうにしていくんでしょうかというのが質問です。是非現場にその辺の分かる人材というのが必要なんだろうと思うわけですけれども、フォレスター制度自体も

ちょっとうまく機能しているようには思えませんし、どういうふうを考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○土屋会長 すみません、吉川委員。具体的な白書上のどこか、記述の場所というのは御指摘はないですか。

○吉川委員 今申し上げたのは、実は特集の方の33ページかな、に書いてあった路網整備の話なんです。当然、これ通常章の方にも。

○土屋会長 通常章だと、144、145辺りですか。145か。

○吉川委員 そうそう、その辺でしたね。その辺だったと思います。ごめんなさい、ちょっと開いていなかったのです。

○土屋会長 あと、ほかにももしも御質問、御意見がありましたら一緒に。

深町委員、お願いします。

○深町委員 ありがとうございます。私の意見というか、質問も含めてですが、山村の部分の文化や特用林産の関係の部分になります。

一つは、非常に里山のいろいろな資源利用について多様な事例は、空間利用も含めて書いていただいてすごくいいなと思います。

もし可能であれば、例えば日本にはいろいろな樹木、植物が森林にあって、例えば地域によってクロモジを使うだとか、個性のある植物の使い方があることを考えると、そういった文化的な多様性、木の文化の多様性が表現されるといいなと思ったところが1点です。

それから、森林学会の方で林業遺産の選定委員会を担当しているんですけども、国有林の中にも、例えば屋久島やいろいろな技術を使った、過去の遺構なども含めた林業遺産が出てきております。日本各地においてもいろいろな木の文化、林業技術などがだんだんピックアップされてきているところなんですけれども、そういう林業遺産だとか伝統的な技術、知恵がこれから向けて大事なものだともう少し触れていただけるといいんじゃないかなと思った点があります。

私がざっと見た感じでは、そういった部分の記述が少ないか、あるいはないなと思いました。林業遺産も地域にとって誇りになるだけでなく、いろいろな林業遺産を訪れたいと思う契機になったり、周辺の森林や地域に関心を持ってもらうきっかけになるものと思います。広報誌の「林野-RINYA-」でも2か月に一遍ずつ林業遺産については紹介させていただいている部分もありますので、その部分について触れていただくよう御検討いただければと思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございました。

古口委員、手を挙げられていたんですが、すみません、どうぞ御発言をお願いします。

○古口委員 全国町村会の古口です。全体的にはよくまとまっていると思います。ただひとつ。153ページの「山村の現状とこれからの産業」について。アンケート調査によれば、山村に人が定住する条件として、①生活が維持できる仕事、②医療機関の存在、この2点を挙げた方が多数を占めたとあります。①は、林業のみならず森林空間サービスなどの新しい産業のあり方を検討することに期待したいと思います。②についてですが、これは森林・林業白書の中に入れることは難しいことだとは思いますが、アンケートの結果として山村定住の条件として重要な要件のひとつであるということくらいまで、少し強調して書き込めないかどうか考えていただきたいと思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございました。

今三つかな、そろいましたので、一旦回答いただけますか。

○河南企画課長 ありがとうございました。お答えを申し上げます。

まず土屋会長からお話がありました林業経営の定義につきましては、本文ですと130ページを御覧いただけますでしょうか。正に先ほどお話しいただいたとおりなんですけれども、130ページの下の方注の11というところに2015のセンサスでの定義規定、三つ置いております。保有山林面積が3ヘクタール以上云々とか、あと③のところだと素材生産をやっている方、そういう人が入っているということでもあります。

特集章との関係について、定義を置く場所について含めて、もう一度よくチェックをしたいと思います。

その上でお話がありました前回調査、2015と2020の比較のところについては、130ページの1行目、冒頭のところから少し記述を設けているところでもあります。数は6割ほど減ったというのが4行目の辺りに書いておりますけれども。

一方で、その理由といたしましては、5行目から6行目、7行目の辺りに書いておりますけれども、減少した経営体の9割は法人化されていない個人経営体で、過去5年間に一度も施業していない、そういう方が大半なのではないかと推察をしています。

それから、一方で12行目の辺りからですけれども、全体の素材生産量は前回よりも大きくなっていますので、そういう小規模な方がカウントされない状態になった状態においても、山での生産活動自体は活発化している、より大きなところに集中をしてきている。そういうことが

うかがわれるんじゃないかということをここでは紹介をさせていただいているところであります。

それから、深町委員から山村での様々な木の活用について、文化の側面、それぞれの地域性もあるし、文化的な点に着目した記述ができないかというお話を頂きました。

今、155ページの辺りに「山村独自の資源と魅力」という項を設けまして、文化のことも含めていろいろな動きをここに書いているんですけども、御指摘いただいたようなことを書く余地があるかどうか、ちょっと考えてみたいと思います。

それから、林業遺産のところについてのお話もありましたけれども、104ページから105ページのところでは世界遺産、あるいはユネスコのエコパークのところについてはここで御紹介をさせていただいたところでした。特にエコパークの方は経済と社会の発展という、そういう機能も併せ評価して登録するということでありますので、簡単ではありますが、ここで触れているというのが今日御覧いただいているものの御紹介でございました。

それから、古口委員からお話のありました医療をめぐるところについては、森林・林業施策の範囲でどう書いたらいいかというのが、カバーするのはなかなか難しいなと思いながら正直聞かせていただきました。お話にありましたとおり、山村振興を図っていく中では、ここでの分析にもありましたとおり、非常に重要な要素であるということだろうと思いますので、様々な施策の展開で連携といいましょうか、意識して私どもやっていく必要があるのかなと思いながら拝聴したところでございました。

路網について、別途お答え申し上げます。

○長崎屋整備課長 整備課長でございます。

吉川委員から御質問がございました路網についてでございますけれども、セミトレーラーが通れる林道を、ということですが、御指摘のとおりでございます。セミトレーラーが通れる林道がどれくらいあるかということについて実は調査をしております。今後は単なる開設延長だけではなくて、そういった効率的な運送ができる路網をどれくらい整備するかというような具体的な目標を作って整備を進めるということで、これは今御議論いただいております森林・林業基本計画にも反映させていく方向で検討しております。

それから、2点目の660万ヘクタールを現場でどうするのかということですが、林業として回していく地域と、それから針広混交林等に誘導していく地域と分けていくことにつきましては、森林経営管理法の制定以降、先進的な地域では取り組まれているところでございますけれども、統一的な進み方になっておりませ。これにつきましても、間伐等特措法の改正も

受けまして、主伐・再造林に適した地域と、それ以外の地域について、林地の生産力、それから路網からの距離、そして地形・地質、そういったことを勘案しながら、モデル的に色分けしていくという取組を今年度から林野庁の予算を使ってやろうと思っておりますので、そういった取組を全国に展開していくつもりでございます。

以上でございます。

○土屋会長 どうぞ。

○箕輪森林利用課長 山村の部分、深町委員の御意見に対しての補足をさせていただきます。

先ほど企画課長からありましたように、155ページで「山村独自の資源と魅力」ということで、個別の事案ではないですけれども触れております。

そして、具体的には157ページ以降に、農林水産省では山村の活性化を図るための山村活性化支援交付金というのがありまして、これで山菜等の地域資源の発掘とか消費拡大とか販売促進への支援とか、そういうことに取り組んでおります。またほかの省庁とも連携し取組をしておりますので、御紹介をさせていただいております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

今日は私は、時間がない、時間がないと言い続けるしかないのでもして、実はもう大分時間がなくなっています。ここのところも、まだ実は「森林の整備・保全」についてはほとんど御質問、御意見がないところなのがちょっと気にかかってはいるんですが、現状の内容について皆さん評価されているというふうにはポジティブに捉えまして先に進ませていただきます。すみません。

次は、第Ⅲ章です。第Ⅲ章は、ちょっと分量が多いので、単独で取り上げました。この第Ⅲ章の内容について、表題を言うのを忘れていますね。表題が出ない。もう皆さん、多分お分かりだと思いますので、「木材需給・利用と木材産業」ですね。申し訳ございません。これについて御質問、御意見を、できましたら、その引用したところを、言及するところについてのページ数等を言っていただいております。いかがでしょうか。

どうぞ、松本委員。

○松本委員 松本です。

白書の概要版の22ページの「木材利用の動向」のところについて2点ほどありまして、まず「（１）木材利用の意義」のところで、「木材利用は、2050年カーボンニュートラルに貢献」ということがありますが、どれぐらい貢献することになるのか。本来は、例えば数値で表現す

るとかというのが必要かなと。要するに、二酸化炭素の排出量は膨大なので、それに比較すると森林のそういった部分での化石燃料代替ですとか吸着だというのはどれぐらいの規模になるかということもあると思うので、林業への適正な期待となるような、そういう寄与度みたいなのが分かるといいなというふうに思いました。それが1点。

23ページ目の左上に「非住宅・中高層分野における木材利用」がありまして、ここで制度面とか技術面において整備していくというふうに2点課題を記述されているんですけども、一番知りたいのは、コスト面での課題みたいなところは一つあるのかなと。コストも含めた制度とか技術とかというところの課題を、本当はそこも数字で、どの程度、課題のハードルが高いのかということも知りたいかなというところはありません。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

幾つか御質問、御意見を頂いてからまとめて回答頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、玉置委員。

○玉置委員 非住宅の公共建築物の木造化というところで今回事例等を含めて、とても丁寧に説明してあるので、有り難く思います。特に普及方法について、医療・福祉業界の普及方法について書いてあるのは、とても具体的でいいなと思います。

最後の木材産業の動向のところなんですけど、先ほどから昨今の事情が出ておりますように、今月状況が非常に変わっておりまして、これから8月にかけてどういうふうになるか分からない状況で、生き残れるのは多分地域材を利用したサプライチェーンの成立しているところだけが今年は住宅が建てられるというところまで来ている。

そうなったときに、今住宅業界では、これを機に全部国産化するしか方法はないなというふうに思っております。ただ、国産材にシフトしたときに、当然価格の高騰が出てくるかと思っています。そうなったときも、この地域ごとのサプライチェーンの在り方というのはとても大事になってきますので、ここのところを、今回は動向ですので、これからの資料というふうになってくるのかもしれないですが、少しこの辺を整理して強調して、表現していただくと、ちょっと希望が持てるかなというふうに思っております。

○土屋会長 ありがとうございます。

もしも可能なら、あともうお一人ぐらい。よろしいでしょうか。

村松委員どうぞ。

○村松委員 これも別の会議で、森のありようとか、複層の人工林、単層の人工林等の面

積とか、政策的に森のつくり方、そして森林の在り方という考え方でずっと見ていて、木を利用するという仕組み、いろいろなことで利用していきましょうということがいろいろな形で書かれていて、例えば極端なのは燃料材として使うというのが国産材としての供給量等も毎年毎年、もう倍増のように飛躍的に伸びているんですけども、こうした伸び方をしていっても、日本国内の総蓄積量というのは少なくともこれから15年、20年の間にだんだん減っていくというような感覚はもう全くないというか、何年間かたっていく間にも確実に蓄積量はどんどん増えていって、いろいろな使い方、これほどいろいろなアイデアを出してみんなで使っていきましょう、と言っているんですけども、そんなことは関係なく、着実に蓄積量は増えていくんです。

二酸化炭素の吸収量も、どんどん高齢化した木が吸収力を失っていく。そのために再造林が必要だ、間伐が必要だ。いろいろな形で森を再生していきましょうと言っているんですけども、大きな数字で見れば、国内の蓄積量はそんなことはお構いなしに、毎年毎年確実に増えていくんです。という受け止め方になっているんです。

これ改めて、木の利用をしていって、今私が言ったような受け止め方でいいということなんでしょうか。今までは、これからは若い木がなくなって木の成長もどんどん鈍化していって、蓄積量も植えていかなければ確保できないんですよということが叫ばれてきたように思ってきたんですけども、そうはならないんですという指標もあるというふうに認識をしているんですけども、その辺はどう受け止めればいいのでしょうか。

○土屋会長 ありがとうございます。

かなりいろいろな性質の御質問、御意見があったと思うんですが。

御質問、御意見ですか。

○中原委員 意見です。

○土屋会長 どうぞ。

○中原委員 この冊子の方で言うと201からの部分です。木質バイオマスの部分なんですけれども、これ残念なほど、木質バイオマス材というのは、初めは林地残材はもったいないから、それを有効活用しようと言っていた。しかしながら、そこにF I Tだのいろいろな制度の支援があって、もう今や、岐阜県でもそうですけれども、それ専用の素材生産業者が生まれたり、そのために皆伐をかけていくという所もあるんです。要するに、もう未手入れ林分はしょうがないからという、これ現実なんです。

ということは、このバイオマスというのが林地残材による供給という概念をもう捨てないと。

1.99%ぐらいの発電量を維持しているんですね、去年。ということは、そういった意味でこの白書においても、将来的にはバイオマスエネルギー供給の造林ということも、短期回収で考えることを今うたうべきじゃないかと私は思います。

ゆえに、何でもかんでも建築用材のために木を育て、その中で合板とかラミもあったり、バイオマスにあたりという仕分じゃなくて、目的に応じた造林、山づくりということも必要ではないかというふうに思っております。

とにかくそういった部分も今後考慮いただければと思っております。

以上。

○土屋会長 ありがとうございます。今のは、一応御意見ということでよろしいですね。

○中原委員 はい、そうです。

○土屋会長 お答えできる範囲内で結構です。よろしくお願いします。

○河南企画課長 様々な御意見をありがとうございました。また、関係課から補足もあろうかと思いますが、お答え申し上げたいと思います。

まず松本委員からありましたカーボンニュートラルへの木材の貢献のところにつきましては、2050年に向けた、政府全体でどの分野でどれだけ削減する、あるいは吸収するという数字の積み上げというのが出てこようと思いますので、数値という点ではその中で吸収分と、それから木材利用による蓄積分とそれぞれお出しをする、そういうことになっていこうかと思っています。

それから、非住宅と中高層のところを広げていくための、越えていかなければいけない課題のコスト面のところにつきましても、林政審、基本計画の議論の中で一部、こういう数字ありますということを御紹介したこともございましたけれども、前半の議論で御意見を頂きました林業経営の展開に当たっても様々な参考となる数値をできるだけ提示をしていくというのと同じ文脈からのお話かというふうに受け止めさせていただきました。今後の施策の展開でそういうことを旨としながらということかなというふうに思っております。

それから、玉置委員からありました、先月まではというのと、今月に入ってからというお話ございました。この白書自体は、ちょっと形式論になっちゃうんですけども、令和2年度の動向ということで、一応区切った形でここでは書かせていただいておりますので、また今年度、夏に向けていろいろ心配があるというようなお話もありましたけれども、どう対応しているか。白書の点からいきますと、次の白書でそういう様々な動きをまたきちんと書いていくというような取組をさせていただければというふうに思っております。

それから、村松委員からお話を頂きました森林の利用の在り方のところと、あと中原委員か

ら頂きましたバイオマスの利用に関する御意見は、正に前回の林政審、基本計画の中でも議論した、これからの5年間の、あるいは10年間の目標数値に係る議論そのものかなと思いながら拝聴しておりました。

まず、森林の方では志向すべき状態に向けて徐々にでもきちんと誘導していくという中で、国産の木材供給量の数値とも整合した形で森林がよい状態に維持できるというような数字を御紹介したつもりで、前回提示をさせていただいたつもりでありますし、木質バイオのところも先ほどの林地残材のお話で申し上げますと、203ページのところに「資料Ⅲ－32」ということで林地残材の活用、上がってきているというグラフも御紹介しておりますけれども、中原委員からお話ありましたように、そのためだけに伐っても山にはお金が返らないということだと思いますので、先般の説明での言葉を使いつつ申し上げますと、製材用材ですとか合板用材ですとか、そういう建築用材向け、比較的価格が高く山に戻せる、そういうものの需要を一生懸命、政策も含めて増やした上で、その供給増に伴って出てくる部分を燃料材には使っていく。どうしても伴って出てくるところで増やしていく。そういう考え方で供給量目標を出させていただいたところでありますので、具体の施策の展開に当たってそういう姿が実現していくように頑張るということかと考えております。

○土屋会長 計画課長、どうぞ。

○橘計画課長 計画課長でございます。

村松委員からのお話あった蓄積と成長の点に関して、前回の林政審の基本計画に関する議論でもお話しさせていただいたところではございますけれども、私の説明もちょっと分かりにくかったのかなと思ひまして、もう一度させていただきたいと思ひます。

委員御指摘のあった、最近人工林が高齢化していて、若い木があった方がいいよというお話がある点については年間の、1年間で成長する量、年間の成長量で見れば、若い林の方が高齢の林よりも1年に伸びる量は多いですよということを言っているのです、高齢の木ばかりあると、年間の成長量は少なくなって、若い人工林が多ければ年間の成長量が多くなるということで、それがいわゆる毎年報告をしたりする森林の吸収量、CO₂の吸収量ということとつながっているということでございます。

一方、蓄積が増えるというのは、毎年の成長量から伐採量を差し引いて、それが累積していくものが蓄積でございます、年間の成長量以上、年間の伐採をしなければ、少しずつでも増えていくということで、蓄積は増えていくというお話につながるということでございます。

○土屋会長 整備課長。

○長崎屋整備課長 中原委員からお話ありましたバイオマス関係でございますけれども、今ある木につきましてはバイオマス利用を前提として施業をなされているわけではございませんので、カスケード利用といいますか、建築需要というのを中心に考えると思うんですけれども、これからつくる森林につきましては、御指摘のとおり様々な用途がございますので、条件のいい場所があればバイオマスを念頭に置いた森づくりもあるんだろうと思っております。どういう森林づくりをしていくかは、その条件ですとか経営の方針に従ってやればよいと思っております。まして、資源エネルギー庁とも連携して「エネルギーの森」といった取組も始めたところでございます。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今のやり取りの中で改めて思ったんですけれども、実は白書は昨年度までのことしか書けないんです。実はちょうど一緒にやっている森林・林業基本計画のことはむしろこれからのことなので、今日議論されているようなことというのは実は基本計画の方もかなり検討が進み、文章化されてきているわけなんですけれども、その中にいかに盛り込んでいくように努力をするかというのは、我々としては今日というよりは次回以降の改めての課題になるんじゃないかと思えます。

ということで、まだ御議論があり得るかと思いますが、もう時間が過ぎているんだけれども、まだ大丈夫ですか。

あとまだⅣ章、Ⅴ章、つまり国有林と東日本大震災関係と、それから「講じた施策」、「講じようとする施策」があります。最低限20分ぐらいは掛かってしまうかと思えます。今37分ぐらいを過ぎていますので、これは20分は無理だな。15分ぐらいは延びる可能性があるんですが、会場の方、それからリモートでオンラインで参加の方、もしも御都合が悪い場合には早めに御発言を頂いて退室いただくということも可能ですので、少し延びることを御覚悟ください。

松浦委員、早く終わらないとまずいですか。

○松浦委員 すみません、ちょっと別の予定が入っていますので。

○土屋会長 了解。まだ松浦委員に御発言いただいていないんですけれども。

○松浦委員 ちょっと戻ってもよろしいでしょうか。

○土屋会長 まだ発言されていないので、特別にお認めします。どうぞ。

○松浦委員 すみません、さっきちょっと質問しようと思ったんですけれども、Ⅰ章に関してです。トピックスでいろいろなキーワードが出てくるのですが、例えば「線状降水帯」や「短

時間強雨」、さらに「気候変動」に対応したとか「同時多発的」など、あるいは「災害対策現地情報連絡員」ですか、このようなキーワードが出てくるのですが、Ⅰ章の方にそれが出てこないようです。したがって、せっかくトピックスで書いたこういうキーワードに関してはⅠ章でも書き込んでいって、もう少し詳しくそれらについて対応策なども記述してはどうかと思いました。

JAXAとの関係に関しても、これから議論する国有林のところでもかなり詳しく書かれているんですけども、Ⅰ章の中ではほとんど触れられていなかったものですから、先ほど言ったようなキーワードを含め、Ⅰ章の方に盛り込むような形で記載していただけると有り難いなと思いました。すみません。

○土屋会長 ありがとうございます。そうしましたら、もう御都合悪くなりましたら、そこで御退室ください。ありがとうございます。

それでは、今松浦委員からも言及がありましたが、次はⅣ章、Ⅴ章です。国有林野、それから東日本大震災関係のところですよ。ここについて両方まとめてですので、どの部分についての御意見を是非お示しいただきたいと思うんですが、御意見いかがでしょうか。まだ御発言いただいていない委員が何人かいらっしゃると思いますので、その方を優先させていただきたいなとは思いますが、いかがでしょうか。

出島委員どうぞ。

○出島委員 ありがとうございます。国有林の部分につきまして、公益的機能の重視ということで様々な施策が進んでいることが大変よく分かる資料になっていて、その点は大変いいなというふうに思います。白書にはなかなか課題的なところが書かれない、書きにくいところがあるのかなというふうには思っていますけれども、自然環境の保全、生物多様性の保全を重視する場所として、「保護林」に次ぐ場所として「緑の回廊」というふうに書かれているんですけども、昨今の中では2050年のカーボンニュートラルを目指して再生可能エネルギーの推進というのが進んでいまして、風力発電施設なんかが緑の回廊に計画され、手続上、環境影響評価法の手続上は終わっているような状況もあります。さらに、今環境影響評価法の適用要件が1万キロワットから5万キロワットに緩和されていくというような方向もあります。

緑の回廊というのは国有林の使命として、公益的機能という中には当然地球温暖化防止というものもありますので、生物多様性の保全のようなことと、あと再生可能エネルギーの推進を高度に両立する必要があるというふうに思っていますので、当然この位置付けの中で、生物多様性保全の位置付けで書いていただくのはいいんですけども、そこに今非常に課題があるかな

というふうに思っています。

あと、そこについては実際課題がある理由としては、緑の回廊自体は野生動物の移動経路とすることを重視して設定されているわけですが、風力発電施設が建つことでどれぐらい悪影響があるかというのは、これはまだ新たな施設ですのではなかなか分からないという状況で、それを予測して影響が少ないだろうということで今進んでいるという状況がありますので、緑の回廊において高度に両立させるという意味では、事後の調査を国有林としてもしっかりと進めていくような取組をして、その中で公益的機能として高度に両立を目指して、守るべきところは守り、両立できるところは両立するというような方向性を持っていく必要があるなというふうに思っています、ちょっと白書の中でそういう課題をどのように書くかというのは難しいとは思っているんですけども、方向性としてはそういうところもあっていいのかなというふうに思って、意見させていただきました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。国有林の緑の回廊についての御意見でした。

ほかはいかがでしょう。

今は国有林でしたが、東日本大震災関係もあります、被災地域にお住まいだった方も、たしか関係した方もいらっしゃると思いますが、特によろしいですか。施策部会の方でも御検討がかなりされたというふうには聞いておりますけれども、特によろしいですか。

そうしましたら、ちょっと座長として、これは単なる意見ですが、東日本大震災についてですが、10年間のまとめをしていただいたのは非常によかったかなと思っております。特に森林に関しては、特に原発の被害の関係についてはこれからもずっと続く課題なわけで、これについては、横並びでほかの白書がこれからどうなっていくかというのはちょっと見えないところもあるんですが、森林・林業関係、若しくは山村を扱う白書として、引き続きその章を当分続けていただけるということは非常によかったなと思います。そのための10年の区切りでこういう形で書いていただいたことも、非常によかったなと思っております。

特になければここは終わりにしたいと思いますが、よろしいですね。ありがとうございます。皆さん、お時間に御協力いただいたんだと思いますので、ありがとうございます。

どうぞ。

○関口経営企画課長 すみません、出島委員の意見について全く、正に課題だと思っていて、そのとおりだと。ここに書くというのはなかなか難しいところはあるんですけども、正に政府の一員として再生可能エネルギー推進、風力もやっていかなければならない、地熱もやって

いかなければならないという一方、緑の回廊をどうやって機能維持していくかというのは、正にこれから課題として整理を図ってまいりたいというふうに思っております。

○土屋会長 ありがとうございます。これも基本計画に盛り込めるかどうか分からないけれども、そっちの方の課題でもありますね。ありがとうございます。

それでは最後のところ、ここが正に目的ですので、最後に御審議を頂きたいんですけども、今日配っていただいた本文の方ですと、第2部というのが285ページの後に、289ページから第2部というのが付いています。これが講じた施策ということで、もう既にやられた部分でして、ここまでが実はだから参考部分というか、白書の部分なんですけれども、その後に、それに続いて今度は講じようとする施策、主に書式は今の講じた施策と同じような形で続いて書かれています。これについては御意見がなかなか言いにくいところではあるんですが、御質問、若しくは御意見等ありましたらお願いいたします。

○立花委員 ありがとうございます。私が質問していいのか、ちょっとやや悩みながらなんですけれども、新型コロナウイルスの関係で、今日もいろいろな状況変化について御意見が出たと思うんですけれども、こういった形で施策を採っていく方針なのかについて御説明を頂ければと思いました。

○土屋会長 お時間がないので、今のことについて、もしも御回答があれば。

○河南企画課長 私からお答えさせていただいていいかというのはあるんですけれども、本文にも書いたことではあるんですけれども、今日も今年度に入ってから状況がかなり変わっているというようなお話も頂きました。我々としては、その状況をよく見て、需給に関する情報を関係する皆さん方とよく共有をして、その上で行政としてやるべきことをきちんと考えながら対処していく。ちょっと抽象的で申し訳ないんですけれども、そういうことに尽きるかというふうに思っております。様々な事象がこれからまた出てくるというのも十分にあり得ることかと思っております。

○土屋会長 今の立花部会長の御質問は、特にこの講じようとする施策に書き込めということではないですね。それはなかなか難しいと思うので。

○立花委員 難しいと思います。はい。

○土屋会長 これ、もしも書き込めるとしたら基本計画の方にどう書き込む、書き込めるかどうかというところだと思います。

ありがとうございます。今、私の時計で50分です。ですので、もうやめなくてはいけないんですが、まだ御発言を頂いていない委員の方が何人かいらっしゃって、全員に御発言いただ

くのは無理かもしれないんですが、もう全般で結構ですので、もしも御発言等がありましたら、具体的には砂山委員がまだ御発言ないですね。最後に、感想でも結構ですので、御発言いただけますか。

○砂山委員 意見ができなくて、とても申し訳ないふうに思っています。

内容としては、とても分かりやすく簡潔にまとめていただいたんではないかというふうに印象を持ちました。なので、特に私からの意見というのは考えつかなかったというところが正直なところで、ただ委員の皆様のいろいろな御指摘を拝聴して、そういう視点もあるのかというふうにとっても勉強になってしまったという感じです。

今日は発言できなかったんですけども、また次回、改めて勉強し直して参加したいと思います。すみませんでした。

○土屋会長 ありがとうございます。

あと、今、部会長から指摘されて分かったんですけども、部会の委員のお二人から、まだ御発言頂いていない。多分我慢しておられたと思うんですけども、短い時間しか取れないんですけども、日當委員、それから塚本委員、御発言がもしもありましたらいかがでしょうか。

日當委員どうぞ。

○日當委員 日當でございます。ありがとうございます。

施策部会等でお話をさせていただいたところが今回取り入れられていましたので、大変心強く思っております。

先ほど、これからの3年度の施策及び施策的なところでございますが、マッチングというふうな表現で、先ほどもサプライチェーンというふうなところも含めながら御意見がございました。そういった意味では、今現下に起きているちょっとおかしい状況というところが、正に今後、国産材を取り扱うところの中でどれだけしっかりと取り組めるかというところが試されているのではないかなというふうに考えております。そういった意味では、この国産材、地域材をしっかりと、これまでも取り扱ってきたところと取り組めるような施策が展開されることがこの中で読み取れるようになっていければというふうに考えております。

意見です。以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、塚本委員お願いします。

○塚本委員 御発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

施策部会において議論を重ね私も様々な意見を述べさせていただきました。それらを整理し

的確に反映された内容になっており心から感謝申し上げます。

特にトピックスと各々の章立ての関係性が注釈などを追記することで明確化され、トピックスを読んでいるときにより深い内容を各章の記述により確認できるようになっており大変分かりやすくなっています。また今回の特集章につきましては、これまで講じてきた施策の評価と森林・林業の今後の可能性について丁寧に分かりやすく記述されており次期森林・林業基本計画につながる非常にいい内容になっていると思います。

本日、委員の皆様の様々な御意見を伺い、私達が気の付いていなかったところもあったという反省はございますが、今回の白書は非常によくまとめられており大変良い内容になっていると感謝を申し上げる次第でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。最後に非常にうまくまとめていただきまして、ありがとうございました。

私の方の議事進行が非常に悪くて、時間が予定より大分過ぎてしまいました。それから、御発言の途中でそれを遮ったりして本当に失礼いたしました。時間の進行上の都合ということで御容赦いただければ有り難いと思っております。

それでは、ここまでで時間がもう過ぎましたので、取りまとめを行いたいと思います。

農林水産大臣から今日諮問のありました「令和3年度森林及び林業施策」につきまして、答申を行いたいと思います。

これについては、これから答申案をお配りします。「令和2年度森林及び林業の動向」も含めて、今後の修正等の対応については会長に一任いただければと思います。その上で「令和3年度森林及び林業施策」について適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○土屋会長 ありがとうございます。異議なしという御発言を頂きましたので、この内容で答申を行いたいと思います。

今も申し上げましたように、御意見頂いたこと等について、これから修正等があります。それについては会長に一任させていただいて、こちらの方と事務局の方で詰めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

（答申文案の配布）

○土屋会長 それでは、これはリモートの方は画面を見ていただくことになりますかね。今画

面で見いただいているのと同じものが会場には配布されています。それを御確認いただけますでしょうか。

この内容で答申をしたいと思いますが、これについて何か御異議はありませんか。よろしいでしょうか。それでは、この内容で答申させていただきます。

農林水産大臣 野上浩太郎殿。

林政審議会会長 土屋俊幸。

令和3年度森林及び林業施策の答申について。

令和3年4月12日付け2林政企第127号をもって諮問のあった令和3年度森林及び林業施策について、下記のとおり答申します。

記

令和3年度森林及び林業施策について、別添のとおり定めることが適当である。

以上です。

よろしくお願いいたします。

(土屋会長から本郷林野庁長官へ答申文を手交)

○本郷林野庁長官 ありがとうございます。しっかり頑張りますので、御期待ください。よろしくお願いいたします。

○土屋会長 ありがとうございます。今最後に長官の方からも、しっかりやらせていただきますというお言葉がありましたので、みんなで委員として期待しましょう。

以上をもちまして、本日の林政審議会の議事を終了します。

今日も非常にコミュニケーションの取りにくい状況の中で皆さん御協力いただき、熱心な御審議を頂きまして、本当にありがとうございました。

それでは、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。すぐにまた、これから2週間後ですか、ありますので、また引き続きよろしくお願いいたします。

○永井林政課長 ありがとうございました。

次回の林政審議会ですが、4月下旬をめどに開催したいと考えております。日程につきましては後日、事務局より御連絡いたしますので、委員の皆様方には御出席のほどよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。

本日はお忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございました。

午後3時58分 閉会